

宝塚市災害廃棄物処理計画(案)への意見募集について

1 宝塚市災害廃棄物処理計画とは

近年、自然災害の発生による甚大な被害が多発していることに鑑み、宝塚市地域防災計画に基づき、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえて、本市において今後再び、市域に大規模災害が発生した場合も、現実的かつ着実な災害廃棄物の処理を進めていくために計画するものです。

2 宝塚市災害廃棄物処理計画（案）策定の経過

宝塚市地域防災計画で求められている大規模災害発生時における大量のごみ・がれきを適切かつ迅速に処理するために、国の「災害廃棄物対策指針」（環境省）や県の「兵庫県災害廃棄物処理計画」を参考に、阪神・淡路大震災の経験者の意見も反映し、関係部署と協議の上、庁内で策定したものです。

3 宝塚市災害廃棄物処理計画（案）のポイント

① 趣旨・目的

この計画により、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるように市の役割を明確にし、災害発生時においても、市民・事業者に対してごみの分別と再利用等の協力を求めて、災害廃棄物の資源化を図り、処理や期間の短縮につなげるものです。

② 考え方

この計画の基本的な考え方として、災害廃棄物は平常時のごみと区別して処理します。クリーンセンターにおいては、平常時と同様のごみ処理を堅持することを大前提とし、大量の災害廃棄物については、円滑・迅速に処理するために大型の仮置場を設置し、概ね 2 年間で処理・処分します。

4 意見募集の目的

宝塚市災害廃棄物処理計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、宝塚市災害廃棄物処理計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市災害廃棄物処理計画（案）に対する意見募集
- ② 宝塚市災害廃棄物処理計画（案）の概要
- ③ 宝塚市災害廃棄物処理計画（案）

④ 別紙「意見提出用紙」

5 宝塚市災害廃棄物処理計画（案）の公表方法について

市ホームページ（<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）の環境部クリーンセンターのページのほか、市役所環境政策課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及びクリーンセンターで公表しています。

6 意見の募集期間

平成30年（2018年）11月1日（木）から平成30年（2018年）11月30日（金）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、クリーンセンター施設建設課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、平成30年（2018年）11月30日必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番15号 クリーンセンター施設建設課
（受付時間は平日の7時45分～16時15分まで）

（市役所庁舎内ではありませんので、ご注意ください。）

電話番号 0797-84-6363

ファクシミリ 0797-81-1941

電子メールアドレス m-takarazuka0285@city.takarazuka.lg.jp

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所環境政策課（1階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及びクリーンセンターで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別の回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。